星月夜顯晦録 三編 二

へ遠13
2208
12

特
へ遠13
2.208
12

星月夜顕晦録三篇巻之二

目録

○和田義盛改道乃治乱を演説
義盛地頭代の罪を免さる図
駿河房法令の落る自殺の図
○善哉九落飾義盛大江廣元と忠孫を検ぶる
善哉九落飾〳〵る図

禅師公暁御上京の事

義盛遠慮く公暁を殺さんと集

大江廣元の亭り義盛城忠を賞る図

吳湖山人圖

星月夜顕晦録三篇巻之二

和田義盛改道の治乱を演説

さて此度和田義盛ごゝ石禁る処の地頭代ゝ元来愚肯短才の小人ゝ身ゝ内縁の執奏ゝ依ゝ北条家の差図ゝ彼処の地頭代を勤るゆえ。ゝ今般彼妻子縁類ホ内縁ゝ便ゝ罪を道理ゝ。駿河ゝ就ゝ。尼御臺所へ愁訴ゝ。尼公の仰ゝ成ゝ。ゝ細をゝ。ゝ取結ひ妄実の罪をゝ。ゝ中立切ゝ歎き訴へゝ。駿河ゝ縁者ゝ遮ゝ執成ゝ。尼公ゝ義盛一族のゝ。ゝ。ゝ地頭代を勤るゆえ。意ゝ地をゝ。道を謀るゆゝ疑ひゝ。ゝ容易ゝ取

上あいざうしゝび。駿河屋ちゝ〳〵級き拵へる西へ尼公より
則その屋をあつゝ武将の江方へ彼地改代が命令を仰せつけられる。
此屋尼公へ拵へるべゝ無実の罪より落る肩を演説を表さるゝ
和田を召出地改代が罪を江戸あゝ米豆をあつて不審。
此俳ハ唯今吟味最中ゝゝ。いまゞ某より中上も仕ぬ
如何なる筋より吹〳〵召出やと伺ひ召出べ。表を非より及ばらべ。
尼公より江戸あゝと宮ひる。米豆かの地改代ら罪を明白より迹。
盗賊の紛糸吟味の間を放ゞゝ〳〵ゝ。何なもゞ
ゝゝ。表も強く去せるゝ拵へ。ゞゝ捨孟を江戸より二三日
を経ゝ。件の盗賊五人とも。米豆ゞ扉ホ元を弱くを求めて
生捕ゝ。拷問より。扶稲毛三扉車成ゞ扉ホ〳〵て浪人

の後地改代の家来と成居ゝ〳〵ゝ。浪ゝの百姓ゞ業なゝ
より。武を人を害〳〵紙宝を奪ひ。ゝゝを民家より押入家財衣服の
類を盗ゝ取て。諸国を横行を結ゝどもその身強勇より〳〵ゝ
張木とゝゝと拵へゞ。彫二三人の同類を術ひ盗賊をゝ〳〵ゝ。
去秋の頃より。彼地改代が弾より来て。仕ゝ在ゝ〳〵ゝ中ゝ
同類を拐ひ内ゝ盗ゝをゝ〳〵ゝ。地改代愚〳〵ゝ更より〳〵。
弁舌より悉ひ寵愛〳〵抱亟ゝゝ。ゝホの筋逐一白状〳〵。
米豆口書を取既より妻年盗賊をゝ〳〵。殊更此度御内ゝ三味の
庄の地改を殺害〳〵〳〵。重罪ゝ〳〵ゝ五人とも殊裁〳〵禁ゝ
亟〳〵地改代を家来ゝ盗賊ゝゝゝ。その職より慈
ゞゝの罪理をゝゝ拵ゝ時ハ職を召放ゝゝ米豆

義盛地頭代ガ罪ヲ免セ圖

ども子細もあるよしにて。其の比学問所の地改代が筆よおいてい尼公よりの比扱ひ駿河局が彼ひよ任せ。本職よ安堵させしべき事なりと。言上よ及びなるべき。其に免許ならぬ事なれども政道の体裁よも當る事なれば。その後も御ゆるし。万端和田が斗らひ通りにて仰せあり。よって筆者彼地改代を呼出し。尼公の比救ひよりて。免許有之間御恩を忘却せざる。以後いよいよ慎み支配の政道を乱さぬ。聊油断なく教訓を加へ元のごとく地改代とあらるるべき。尼公よも左ぞあるべんと思ひ。駿河局も悦び居る。筆者は度々ならひ。政道の正しきよあらざること。尼公の比扱を無よせば。又いろいろ奸計をなし。亦身の禍をなすべき測られずと。家の安危を形容し止事を汲み免許ならざる。

一旦表より内奏を停止せらるべし。今度の事も駿河局が内奏よりかくの次第なるべし。表向より仰せ出されし令憲法を忘れ反古となるべき。元を正さばいかばかりなるべしと。其の御為あらざる中上なるべし。此度地改代を石禁ぜられ候ぞ。先頃中上る通の罪露顕なるべし。罪科ヤ付お咎ひ。地改代跳度なるべきあらざとヤせども。尼公より御憐愍を加へられ。寛大なる仕方なれば。罪を宥め役を安堵せしめ。其の比存じあるべきなり。尼公よりの下への事細しべへ。女儀の御身なれば不便なり。御赦ひを願ひ。さらば筆と察しなるべし。なれども近頃表より仰せ出されし

号令之何の者ぞいや。政道あい依怙ありて。内奏を
停止せらるゝよりもなく此度の事も。房中より執奏よりなく。
右の仕合せなれば。若の御捨の立ざるさへ。政道の孔目とするに
令憲法を背くとも。内縁あるに忍ぶるより足ることなく。
此威光を以て。表よりは。幾人不肖の身なれども。右幕下若
草創の臣として。諸士の列當を兼て。既に三十年。若は二代乃
今に至るまで。政事ますます耶も私を存ぜざる。何率四海靜謐より一統
し。若の子孫。永く天下の武將と仰ぎ奉る。其ゆえ子孫も。代々
忠心を失わざるして。武家の政道廉直の義を。未世に残らしめん
ものと存ずるなり。政事は肺肝を碎き。勤勞をなすといへ
ども。法令孔目人和せざるゆえ。辛苦も無益なるべし。辛苦
なり。若之賢明にて。紙々治世の要道をなすべし
ば。故若右幕下の御武德よりなんぞ天下の權柄を保ちなんや
ばなり。故若右幕下の御武德より。適日本惣追捕使の勅を蒙
りたるに。四海の政事武家の斗にして。容易の儀
にあらざる。若より賢案にへて。後を流し。孫に云ふ
まで。実朝卿初終を悟り。義堂の勅云。誠に忠信の相なる
家も左なきにあらざる。年若四事を以て。遠く謬妄なるべし。若臣共も
次第に亡び失家を称るは。夢なるべし。汝去年を厥の功勞をなし
若忘の風を。祭滿足にあらざるなり。以後ともに家禁あり
んこと。惜しむべし。辛苦なり。と宣ひける。事業盛衰心に通じ愚臣
が一言速に仕合。滅亡有べし。仕合。滅亡若之寛仁乃

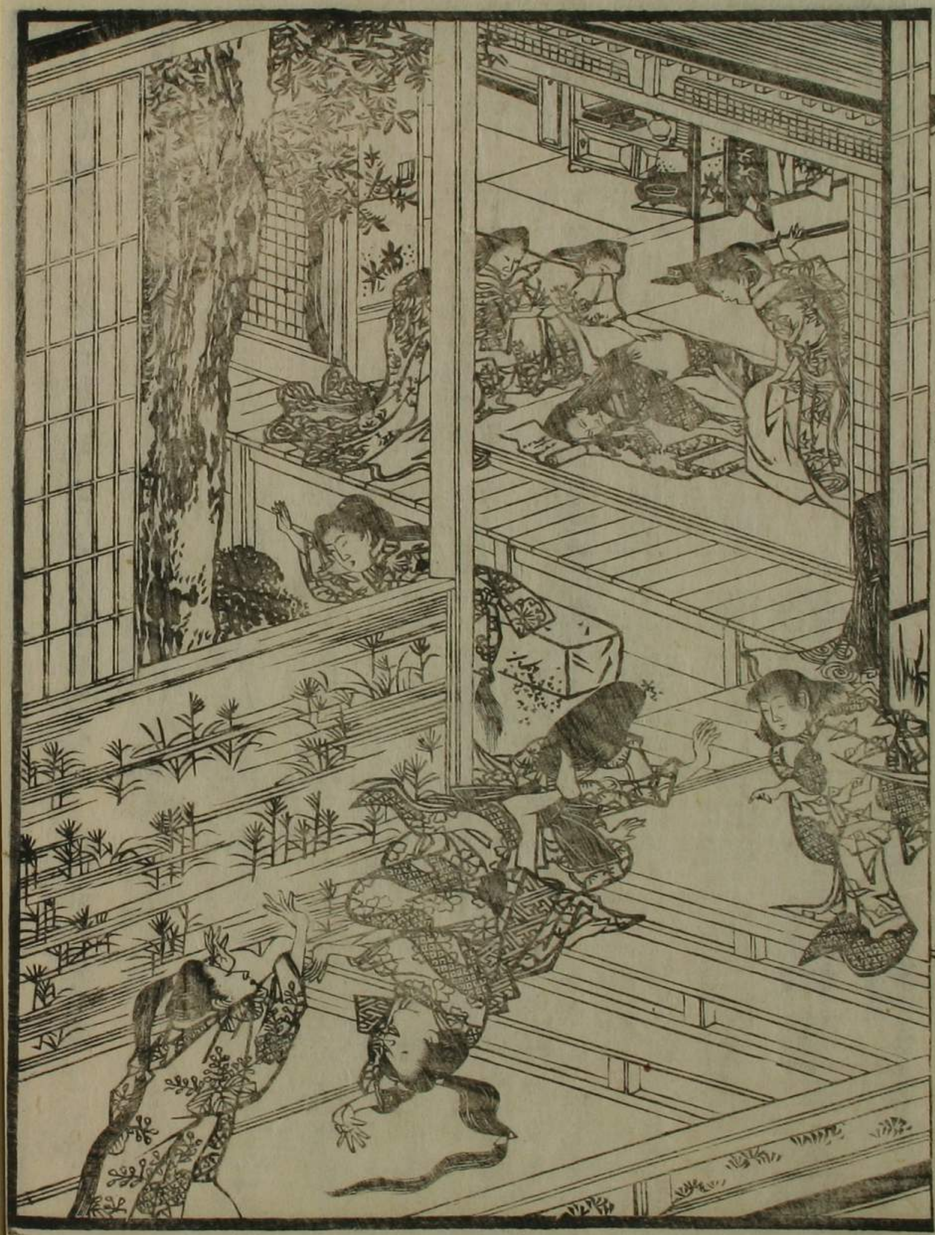

駿河局
法令の
為に
自殺の図

御生質と称美し給へり。法令退出よかるべき。疎ましく君倩思ひ
召るゝ。和田ゲヤ氏ごとく。是ほど罪科ある輩も内縁の執奏より
よろく。罪を宥めしるゆゑ。此世へ政道乱れんことを愁ひ。
内奏停止や付る処なり。今度の事も房共ゲ愁傷の折ふしなれば。
母公より御救ひあるべきなり。此侍捨置るゝ事下和さるる事も甲斐も
なし。後くさくも内奏よりなを妨んは必定なり。事くの為ならば
名慶罪を礼さんものとは思ふ方へ任せさるべき。母公の此方へ任せさるべ
き地既代の罪おもども。母系の此救ひを重ず。科を宥免いたせ
なり。去るゝ再度なるの事なれば。政道の乱れとも成いなん。
向後房共ゲ執奏の事は取上るべきなり。此賢慮なり下さるべし。夫よ
付いろく八砌来の為ならん。駿河房法度を破り。号令を背くゝ

罪科を正し。法令のおもむきに付ひとしくべしと。懇懃に依せ
出されしなり。尼公も武将の仰とおひ。天下の政なるゆゑ。
然止しなくなり。駿河房をお渡しなされし。御返
答あつく。房へ右の旨を命ずる。元来駿河房ゝ女中欲ふく。
房の大老なるゆゑ。此義を実めく罪科に處せるべしと推量
し。御按を弁じ内奏せるなり。今更永身の誤りとなり当て房
の頭なども云ふ身まくれ。沿めて達んも女中の面目なく。
且ゝ此以後按を背くゝ手本なれば悔しく。終に自害しける。
地既代まい達に勝て由くしくそなれば。尼公はるを笑ひ
甚驚きなん。此沿めあつくも。今に別条なきゆゑ紀ゆ
すしめのなること。大ゝを惜せしなり。はゝ武将の此方へ

仰せつけられ候。若笑ひ呂不侯ありなんども流石を大丈夫
なり。然も自害なりしなりとの感あり。扨て内縁の小車へ
の強戦鯛示さるる。堅く内奏を御禁制あるべけれども宮中を
始め諸々大り怖れ。その内分の形ひをなすと事
あるべしとや

善哉丸落飾幷盛大江廣元より忠孫を捨てど

長舌の婦女家国の禍なり。聖賢の書よも禁めあるべく。和僕丸
なるべし。さくも北条義時尼公の御所より至て。世事を捨て上る
序より。その局ぐ噂をやし。此るも全く若の出より生ずる
あるべし。和田義盛頻り勧めるべし。宮へ参らべく。局を咎るべ。
実に尼公を咎めず知るべし。内奏を見べし。改道を妨げ

無躰より救せるべしとあるべし。宵ぐ聊か早く免し。或る囚人と
成て百日を経ぐるべし。五十日なるべく免さる。五十日禁わるべし。三十日よ
て免せ。せるべるべ。元ホ之仁慈の致さるべるべ。尼公の仏敬ひ
なるべし。早く免さるべしとあるべ。自然とて之を尽さるべ
るべし。偏より出ずるべ死罪も免し。大罪も咎めざるべのやうな
出笑より達らるべ。若耶理より悉ひ厳重より内奏を止めたるべ
るべとやせるべ。尼公を実よもとぐるべ。保く和田を悪
なひ。率より強くるべ。若より義盛を近付なるべ。近
習の侍臣すべ。和田ぐ出仕の前取次させやうとせるべ
なるべ。薄情なるべ。又その地位代のごとく咎とるべ
者共内縁より強く并さるべ。堅く内奏を

停止せしまゝ日へ駿河殿が自害を懲らし。孫ひを斬らるゝ件
りなど苦〻居る軍へ羊付人をもつて。内奏を停止あり〻〻和田
羊盛が斗ひをもつて告せらるゝ日へ愚癡の族之己が罪を犯し
これ見らるゝ内奏をぐる日へ助るべき罪も道理ぐるまゝよりひ。
羊盛を怨み旬をける方正夫のさぐる口の端より和田を種〻悪
こまゝ風説〻〻なるまゝ捷人ホ之尾を附贈を添へ。若へ言上
なるべしと姑らく用ひもるべし。追〻風説ども耳より入若より
も少〻〻迷せるまゝ心気色るべ佞奸の軍付を設く愈
障碍をなんとて羊盛の至恵の肝腑を吐露し拙りをなれ
ども月先浮雲り覆るべしひ〻。傍より支る族夫人ま心恵
言空く用ひまゝ。ども至〻羊盛の先云ひ〻石

合るゝ有る其日へ金吾頼家卿の若君善哉を一且
鶴岡別當の許より在せ〻尼ゑの山斗ひ〻〻。御所へ呼返し
ひ山例〻山養育あり。剣武将の山猶子〻〻若の山所へ
羊頻るゝ孫を設し。後患の種とな
ん之必之〻ま只管山出水を遂せらるんゆ〻の山斗ひ肝要
と十上〻〻〻尼公用ひらるゝ善哉之孫なり。武将の居より
も甥なるべ何の苦〻とあるべんとの後より〻〻歓待師傅
なるひらるゝ羊盛常より平〻ぶ〻。此善哉若〻生得公賢く
勇猛〻〻〻力強く。幼年より孝常の童形よりあ〻〻ど。
骨柄勝れ〻〻選〻〻あり〻〻。成人よるべ〻〻〻
公猛〻〻〻。永〻右幕下の嫡孫なるべ。その色自

結とゝへくるまゝ尼公始め公付るゝ。此侍はゝ〳〵後〳〵
禍ともるゝ〳〵。早く出家を遂させんと定暁僧都の許へ内
義仰き給さる今年九月十五日。彼坊中はかるゝ。善哉九歳師る
さしめんゝ定めゝ給ふ。尼公仰せ給ふは身を一旦阿闍梨可
暁の弟子とゝゝ仏門り入〳〵身るゝ俗家の交をゝゝ
ゝゝ〳〵ゝゝ出家を遂父の遺祖父義の跡を弔ひ家を
も引導ゝゝ。和田をゝ〳〵老臣の面〳〵皆ゝて是を勧め
一人出家ゝゝ九族天り生ると云功徳を云却いゝゝゝゝ
を堪臣は嫌ゝ〳〵家ゝ〳〵。善哉義ゝゝ家を追出さんと
のゝよ一度御所は来て稚子と定めゝ今又出家はゝゝ
天下をゝ〳〵家はゝゝゝゝ幸ゝゝ。無念千万とゝさ

ゝゝゝゝ。祖母義の心差ゝ否をゝ〳〵。不真〳〵ゝ頂掌あり。
終り定暁坊の室ゝ〳〵御師を召さゝ法名を公暁と号ゝ既は
出家を遂ゝゝゝ。尼公安堵ゝゝ〳〵ゝゝゝ。和田義盛
此稚子をゝ〳〵。さゝゝ今ゝゝ合点ゝゝゝゝ出
家のゝ。家ゝ遅〳〵。ゝ幼年ゝゝゝゝの俗阿闍梨の許り垂せ
ゝゝべきを。無躰は御所へ招さゝ。猶子ゝゝ云解〳〵。天下
武将の行儀をゝ〳〵。知恵十方は発ゝ付は至て。出家させ
ゝゝゝも何の益ゝゝ。此義極めゝ公賢くゝゝゝゝ本心
り出家ゝゝゝ〳〵。天下を継志あゝゝ治定ゝゝゝ
去ゝゝ日〳〵ゝ疎き理ゝゝ是ゝ。せめゝゝ孫倉中は止めゝさば。
遠国はゝゝゝゝ成長のゝちたゝ内公ゝゝのゝ

善哉丸
落飾
圖

ヤ
ヒあるとも。ヨを成の便あ〜ゝるべし。此幸直みヤ上るとも。ハ用ひ
あるヤ〜ゝ多べ。人を〜ゝく拵めさせんと欲し。大膳大夫大江廣元
の亭み叛き對面をたさゝくも善哉男剃髪せ〜ゝと申せども
尼公のハ斗ひゝく。更み実の心みあ〜べ。ヨを鎌倉よさ〜ゝ
ゝ。猛獣を養ひ自禍を招くみ似〜ゝ。国京の落ゝ多べ。足下
何卒ヨを拵めゝ。登壇受戒の落と号〜ゝく朱とも。京都へ
登〜ゝめ。彼地のハ京来み命じく。余所ゝ守護させふ多
む。公暁のハ心も和ぐ道あ〜ん。先達ゝヤ通ゝ。ハ嫡孫ゝ
〜ヤせば。夫定天下を壞ヨみハ心底みかゝ〜ハ出京みも及
ばゞ。ハ所中み止ゝふ多ども。今落飾ゝ〜ゝ〜ふ多国
家を壞らせみハ所存ゝあ〜べと。ゝ〜ゝ。ゝ〜ゝ宜く後雖

を除くハ斗ひゝ〜ゝ。ヨを拵めヤさんと欲ども。ヨを拵めゝ
ども。夷辺もハ存じ〜あ〜ん。尼公万事みハ能く素を妨け
ゝ〜ゝ拵子ゝ多べ。用ひゝねを〜ゝく拵ゝ愚癡の多ゝ。
素のハ番〜〜〜

述るのみ〜。素一人毎度万若を凌ぎ寸志を尽せども。つゐに
るゆゑに用ひあるとなり〜。此度の事よりつくも直くやし上る
を紙ゆゑ。偏に老人辺の志云を新に入る処なりと或る紙きれ
述懐し。折日附落涙よかよひしに。廣元も義経公底を感じ
倶に涙を催し。仰の旨を逐一に承知り。山義よりいろ〜ハ素も
左せ存ぜまゝ。思ふのかぶ孫云ヤ比べし。此公易る
べ〜と雨竜に附を授し。別まく宿所に帰りなり義経ハ
安堵のあひをなし。廣元を和田が志云骨髄に徹し。禅師公暁
の生立をなまじんがあるべと。夫より直に尼公の所に参じ。
密に上へさ伴をあるう通しなまじ尼公に逐日生さまと
比尋あり。附に廣元馬達を遠ざけ。まく〜まんで上るハ善哉公

出家を遂らるゝ上を別義あるゆゑども。熟く孝の躰を愚
案仕るに比公猛く賢しを比生質なく。久〜く押管に在ま
武将の花葉なる躰をよく〜比隆あり〜をゆゑ比公底乃
不ども見来るくをんせ〜ハ。遠く慮をなきはを生き愛ひを
との聖云も比坐ひ仏ぞ。禅師公を鎌倉の外に授し。あるやうに
給るべくはゆん。幸受戒伴終行の者と号し。京都へ出せ給ふ
器の比者禅師公の比者ゆも〜く。比本公比得度在さば云よるを
怨悦ひ〜。とくも鎌倉而尋ねる〜せ〜ハ。伝実比沿度の義ハ
公弾るくぞん〜なる。彩くハ片はも早く。上洛なさしめひ
給るべ〜と。此外種くの理害を尽し孫めやさる。義経ヤさ
ぞ比笑入ハあるとゝ云とも。篤実牙一の廣元の孫云ヤへ。尼

公も最よろこび召れ公暁がるゆい幼少より。生来の元悟るべ。今一度
素懐を遂さるる変みう。爭ら狼狽を挟べき。去るべ〳〵壇
受戒の為上洛のことを互の善幸ゆるべいろよも京都へ参とべき
ぞと宣ひる。廣元を承て。公の中より召るる。城り義盛を
忠といひ智といひよくも尼公の心底を察せ〳〵めるる。永今の
おく〳〵理害を説とゝべども未だ承知の心ゑゆ〳〵。然れども受戒
の為よ。上洛させんとあるい某がトに白へるり。いづれの道よも遠ざけ
ゆへべ禍ゆ〳〵。此うへよ拠るとも無益ゆ〳〵。公暁禅師
に上洛を少〳〵も心ゑざあるべきよ〳〵を勧めやく。退出せ〳〵れ
ゆう。尼公夫より公暁よ上洛〳〵〳〵終行の功を積。再び下向せ
ゆよう〳〵と宣ひる公暁然と悦びの躰をゆ〳〵。快く仏掌

あり。ゆゆ同月廿二日定暁僧都を伴ひ鎌倉を出立あり。実朝
ゆ〳〵も扈従の侍ゆ人を相添られり。廣元その後義盛達て
尼公を諫〳〵時の心善拙子ゆ〳〵〳〵物語せ〳〵邑が義盛夫を御で
長談〳〵善ゆゆ八行ひ難く。悪事八深り易〳〵良事八ロ苦く
忠言八耳に逆よ聞ども老急よ及びめるべまく後悔をうゆ例
少〳〵貴所の練言ゆ。かくの通ゆるべ雑人ゆ風儀をなん。
ゆ〳〵心練よ依て禅師上洛あり心八悦こゆる尼公ゆ底
ゆべ後〳〵石招ゆゆ有べきゆ甚節固く諫めべんべ竟よ大
猶を〳〵出ひべ〳〵とやゆる義盛ゆ先見の明神よ通じ果〳〵く
後年尼公の心中ひとゝく。禅師公暁を鎌倉よ招き鶴岡の
別當職よ補せ〳〵るゆ公暁年来の大望父の仇ゆりとく。

禪公の上
師曉京圖

武將実録々を拭ひ去るよる恐るべき事なり。

義盛遠謀公曉を殺さんと謀

厩戸義盛倩世の形勢を思ひはかるに尼そもそも公曉の底意を知るゆゑ只受戒の為上洛せしめんとの人ども再び呼返さるゝ必然なり公曉悪心増長せば由々浦大事眼前なるべ後患の根を断天下の太平を計んものと君の為に身心を労し義に肺肝を悩せども其身諸士の別當されば鎌倉を離れ難く余人に謀を託さんまゝ若年途に事を洩さば忠心却て仇となり。身の禍ひを引出すべし左や右と案じ煩ひしが為と思付申あり公曉の母乳母の夫八三浦平六兵衛尉義村なるべ是に謀を行はんと則義村を招き密にゆるゝ我今君の為に仇を除き天下の為に災ひを拂ん心を苦しとも自ら行ふこと能はず。他人に行ひ得べき義村なるべ是を計んものは辺の外に非ざ幸ひ知き一族なるべ心を異べ物語るべ君の恩高ち恩の儀辞退のるとやられば義村少て改て仕る一門乃棟梁なる足下此仰背に君の恩高恵とあるべ何ぞ辞せん先子細を承んと答るまゝ義盛云此度上洛有て彈師之曉幼稚なれども其志易常るべ生立の辺の知る如き実俗口に汝するの心の雷なりもるまゝ極て武將たるの望あるべ前君の若君を由緒あるとも朝に臨んでは大乱の基因家の患是なるべ当時在京せる成人に頃て大事を含み外略を廻らされんに内の諸臣郎家々の好身をもひ又は世の

形勢に依て方人する者あるべられば。強動の端とるべし。其上尼乙
甚てこの暁を愛せられ給へば。付属鎌倉へ呼下されんに自然と
弥乙暁の悪念熾るべし。彼を思ひ乙を考へ天下の為ハ智
ぐ〜一族の根を断よ。ぐべ〜ば此辺へ乙暁の由縁ある人なれば。
事を謀るに便あり。尤便るべ〜思ふべ。是ども能く世の安危を
思ひ少しきを忍び。対略を移ひ。人ぎ綱ぐ君の天下紙恭山
の安きに置んと皆此辺の方よりる如く一族に列る基まぐ。り牛
腹びるべし。片時も早く用意ゆへとやられば。義村始終をきて。
黙然として在るが。元来妻女へ乙暁を守育し乳母にて好身
深れば義村も飽まぐ乙暁を慕ひあり。先年鶴岡宮
御所へ行るの砌も義村夫婦尼の御前を吹挙し善哉丸の能

とを狂を狂成勧て招せし程の事なれ（其節義盛を上を此
所へ呼ぶ人勿論知し。紡ひ宜しと練言せを義村
方へ怨忍ひしども一家の揃深義盛を事を人詞へ出ぐ事
ども如中快く在に吾我丸所へ入ひ殺着ある上君の此
猶子と思し定めひしに義村夫婦帰入如と又今度俄に尼乙
の此行ひとて落飾しに入べ密に相談し妻女へ後先の手も
るく言進せし若君の利益を自慢し天晴武将よも備り
あるとて狩りしるく此出家ありしを本意なるとにつ如し受
戒の是とて上洛せるも名残惜く悲傷して別を悲ぶ
こそ義村も女につ乙く義を儲に再び帰ぬることを思ひ居
る如と今義盛天下の為と乙暁を殺れとある殆義村が心よ

食に暫く返答もせざりしが良あつくやうう。足下のろ簡なる義を
以ふくのことあれども素に於てハ不承知く。禅師君ハ我等傳り
育まあるとも事ハ存うるばや。若無くともあれ養育の情を捨事
殺害の成べきぞかの義に愛子我捨るさへ養育月〳〵恩愛
の情有づくまして。や是まぐ育なり。主君の公達之を殺害
らんハ逆心の振舞なんか然るとも治世乱を以止あるべき事に
こそ。僕なる義も有べきろ十五よ満ざる小童何の矢ハ知べき
生立の健気なる我情を罪なる我ハ方を疑んハ無忽るべし。
殘よ先家してまゝまを害〳〵きべ忽ち五逆罪を免れ武
運こゝに極るべ〳〵。狡くハ人を疑べ猶ひを生べとハ出来るべん足
下の遠慮良ぞ過こそ義村ハ義斗ハ知ることそ精合すべと承知

の色白く若名れば義盛怒る眼よ涙を濺ぎ已義村ハ方ハ
三浦介義澄が嫡男よそ右幕下以来大義を失ひ君中も頼
よ思〳〵召る家こそ。然るよ如く不君の知度を捨ひと父義澄の
功労も空〳〵三浦の一族共よ汚名を取子や汝公暁の乳母の
夫なる我以く事を殺すと。色あゝ〳〵汝よ大知あんことを思ふく
の思へるを何ぞ計らん唯今のごと我を奉せんとハ汝我主事を
能承知公暁を計うまること。何の罪もなるとも思ハ一且の理れ
ども義盛見定る処賢よ依く前〳〵練言を申せ〳〵と
方唯養育の恩よ溺る公暁の知恵を知ること能ハ鸞鳳を卵
こそ声猪鳥よ勝ることのこそ。幼年なれども大悪の氣ざ〳〵
こそ公べきや。十歳以下ハ児と唱へ十歳よ降るべ筋力かるり

強弱既に顕る。尋常の者にも五六歳の比なれども成人の後
すぐ能笑る者なり。況や玄暁い生得賢く心猛き人にして八
歳の時に所に入るひ十三歳の今に至るまで六ケ年壮観る営中に
在て武勇の比形勢を能見聞せられ一人一旦に猶子なれども
沙法なるに今更此家を捨て去るべき
是非営中に残らず叶はぬ義なり。明日より其純拙をいつぐ。尾張孫
たるに依て愛に引れ所に招き諸人の徳も用ひ難ず
此痛に堪ずして款待し今俄に出家せられしを何ぞ
君の害とする事は必ひ合せのみなれども。沙弟をもつて思
慮なべし。甚だ前君の玄達るべし。聊疎意なる人とも
天下の為に如何ぞ両兼の時に刈ぶれば斧を用る憂を除

一人心を苦しむ如し。右大将家草創の時国家他人の掌握と
なるとの悲さに何ぞ当君に代長久とならんより自ら後患と成
べきを思ひ除べんば有べしと一族多き中に甚方を撰大
事を結び如存外の心底なるとの口説なるに義村也とは思
ども玄暁を煩はらんとの冥加の程も怖しとて延紀せざるし
うべ義盛重く汝得心せざるの上は此事を以て尼公に言上する
亟存じやいるや義村少く甚えの須に隨はざるは玄暁公の義理
を思ふの故。何ぞ女童のごく他人に色を演じ中べき事と
いへども物語ん所存なるとも有れば義盛ども須に相違なく
ば誠に三浦の一族とも云べし。神明の心底なり心義外に演る
時は汝亟存とも思ふべきぞ玄暁の此事に於ては甚方に敬べきを

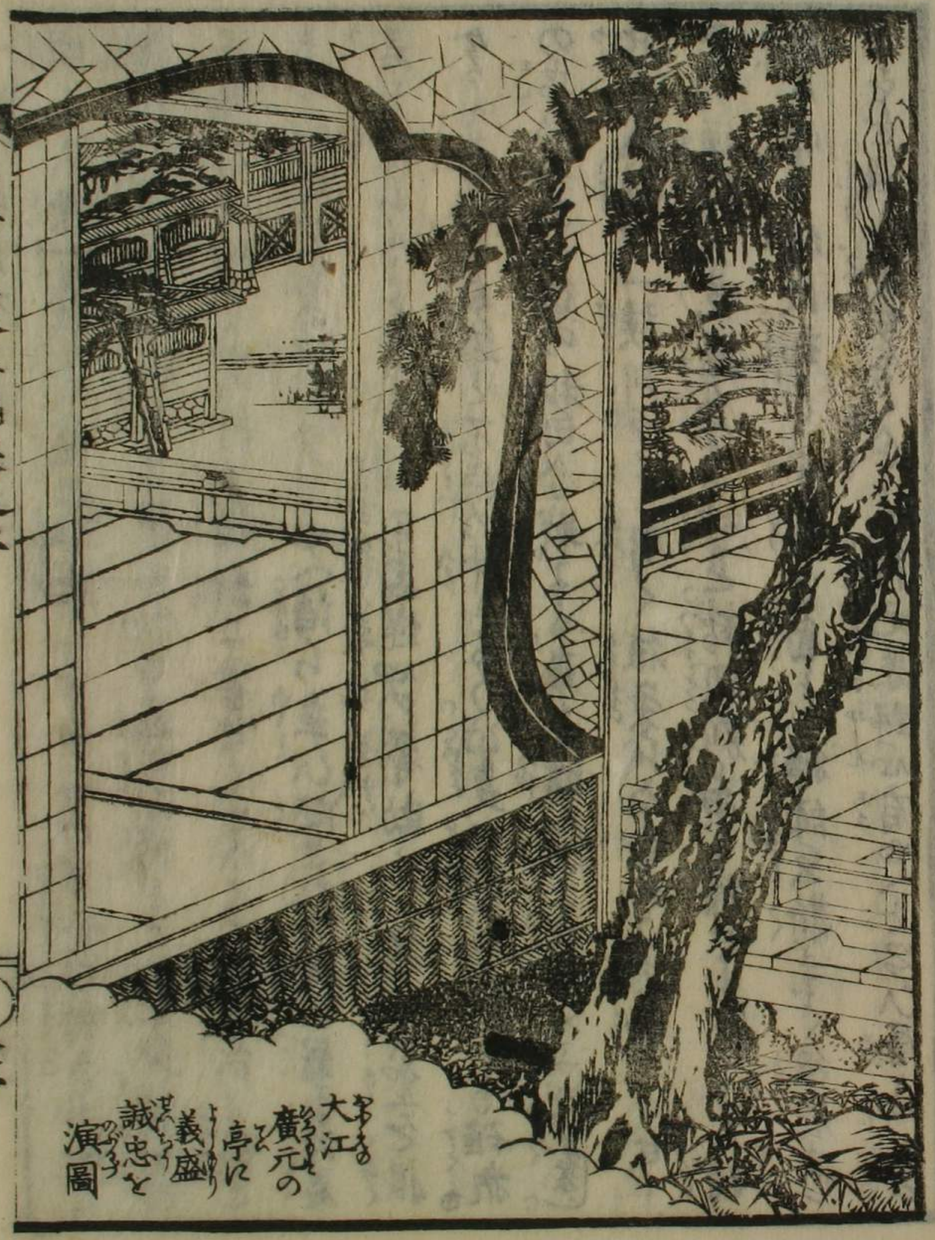

大江彰元の亭に義盛誠忠を演圖

同じく人捜言に加へ絨の如家とるゝやさび万全の計るゝんと
期を残し。国綾を止るゆへ義村も帰りゝ帰々ゝ其身初君公暁
を懇ゆと深きゆへ種〻浦我よ害せ〻めんと予義盛の了簡と
そ心得ゆ一家の擬深るゆへ陣ら多ひ問ぐれた何の罪る死若
君を縋らんとゝる条頗不思議の拳動と底心義盛を恨
ゝるゝ是もう自然と不快の中とゝるゝ公夏以外へせぎれども確執
のゝひめ五び後の和田合戦よも幸よ瞞んゝ義村父子心を変
北条氏扶け。一族列るゝく背く後義氏ゝ死よ義盛ゆ世
ゝ。禅師公暁鎌倉よ呼ゝ鶴岡別当よ補せ〻ゝ義村
も悟り得ゝ却く義盛を貪く禅師公斯まゝ得度ゝ
まゝを捜よ害せんと企ゝ彼元来野心有ゆへとゝひ居々ゝ其

後義久元年正月廿七日実朝御家官あり時禅師
公暁伺よりて絨に殺害し奉ゝ亟よ義村を招き武将をあつるべき
相談あゝんとて使者を義村ゝ許ゝ越るゝ及でちゝめて悟義盛が
先見明ある証感ゝ後悔歩ゝ
の男ゝ申訳の為とても通ぬ公暁の命他人のゆへ
て公暁を射奉ゝ心中にて義盛ゝ男をまつゝ
門尉義盛ゝ義村不義知あるゝよりて迚も急に謀ゝ
るゝと公暁の御身証義村ゝ
の怠さるゝゝ公暁の悪心証制させん為の詞ゝ
鎌倉へ召よゝ
もつて早く殺さんものと不簡し。その侍ゝ差置ゝ義盛

ゆく迫忠誠ならせども。尼公を悦のど義時又さゆぐと抱
ゐ思へ和田が忠義別そぎ邪くあとふよつて義盛我慢の拳動ま
あそやう小思ひとらせゆふこゆ思へ小義盛先達く願置る。國司任
安のあと君ゆハ御免あゝん御心ゆをども。尼公先例ゆ〜とて
免さをと。欵狀ま押く一向沙汰ゆく年月ま經る思義盛
猶思やう上暗奸臣道小横れべ。迷もとゞ願の叶べきやうゆ〜無益
のさとゆ欵狀ま止れ。後々侮蔑小ま抜ゆ〜。義盛こそ叶
はぬ願よゆ〜ま別し差上たる欵狀ゆ〜吹聽せられんい口惜き
次第。件の欵狀を申下さんものと。ゆく廣元の亭にいを。右の
由物語何卒狀を返〜ゆるやう。御執成下されよと願られべ。廣元
愕きその儀も先達く君へ差上置〜よ。ちづく待をよとあり。

いろゆれべ堂く欵狀を。返〜。呉よと。偽ひぞと申さくを。義盛ま
爾と笑ひ別に子細ゆぞ能思へべるゝの至ゆ思。身のちとを顧
てのぞ〜ま止ゆ。されべ無益の欵狀御所にいくんさと。邪らしく有れべ。
申下〜何ごとも御沙汰ゆき樣小存御頼申所ゆ〜ぞ。恠ゆ
べゝゝべと申ゆぞ。廣元心中安ゝゝべ。義盛ゆと。紀功臣ハ國司小任ぜ
らるゝとも。苔〜ゝゝゆ〜ゆとゆ色ども。尼公嫉妬の心より許されぞ。北条
家權柄を拠て支る思ゆ。義盛ゆ盛されを祭〜。世ま見限てく申ゆ。
一世の至世上ゆ〜と。思迷ぐ願〜を。御免の沙汰ゆく月日を移ゆ小隨
て迷も叶ハぬゆく觀念〜。欵狀を取返さんと云りのゆ〜。大丈夫の面
申出せ〜ゆと。黜さゞき樣ゆ。義盛ハ知勇兼備の老臣欵狀と取返
後存念と申さん為ゆ〜ぞや。拙る時いゆ〜ゆ功事に及んも

測ぶたゝと甚心を悩し返呑よ困り居らせしぶやうく胸を撫おろし。足下の願ふ事あらば。数年の功労ヨれらよく志るところあらば早速免許つるやうに思ひしぶそうも延引こおよぶさと。存外の次第あり志らのきども君小御諫意ならざれば。退隠免しぬん間。今志ぶく和ぬくんやとあましぶ義盛されば我うゆたまう。それぶ延引を憤申あくんと思召るゝあや。貴所小似合ぬ情あきゝ作なり。勇士の一旦のそゝしあと中道不志てむ本く成ハ。本意なくとゆども。忠我まて家意我たくんを。臣たるものゝ道よりのぶ。君御諫意あ地おとハそれぶよく存居申なり。貴所の恠我散ぜんたあ義盛ぶ心底明申さん。抑尼公右幕下御在世のおん時よりおとを不能

て出入あり。是利発の志らしゝる処とハなるぶ。国家の為ハ成ぶ。為も幕下薨御の後ハ政道の万機も尼公の計ひと成。是よ結ぶく小家の権勢強く。時政逆心露顕されども出縁者そ出益るく剰ふ時よ犯権の職を命ぜらる何ぞ是を憂法と見や政ぶこに於く乱まぶり。是より君も出若年ようもハ弥尼公の出計ひるれば。内縁の少ま時代出るく既よ天下の乱れとも為べき形勢ハ。何年廉直の計ひるく。是ぶよ治んものと心身を凝し。肝膽を砕き忠義とハ貴和出存有処之。是れども還ゝ是を邪と沈せるハ。阿倭の小人満ゝるもの之。其中人某所を邪ぜしハ一生の不覚悔ともうひぶ。維君のぶ召よて免許ぶ。結句動乱の基とうるべし。

其の家に尼公姫の内縁の輩、奉盗国司を補せられ〜といふ。嫉妬偏執〜権門を頼、我もと〜と願出さんと。理非の沙汰なく及ばず。某を多年とく。隆多国司を補せられんに続ふかけて入るゞど〜。是大乱の端なるべや。今又欲状を中正に出る時を卿恥辱と似られども。奉盗すら願ひ叶はぬ国司の任にと明めるべいわど内縁と奉る族も某ぐを前あるべ。再び非分の望を申者有まじと安危を計つくの事なされども是らに明白と言上とべきにあらねば唯某分の程を顧ず止〜と披露申〜あるべ〜。天下の為に恥辱を思ざる某なるとども。欲状を御所と差出後く奸者共の讒言忌〜さた。取返さんと存るく今と至く是を思さんに却く患を捨るゝ似くりと。知底包まべ述るゝぞ廣元席を敲く今と始ぬ辺の至忠感ずるゝ餘り。愚魯の心より誤く疑ひ〜ぶ唯今の仰知魂と徹〜道理至極と絶者の舌既充満く。劔の山を登るゝ等〜き時命なるべ。恩禄を守り身を慎く君の為を存るゞ肝心く欲状と於くい某能と披露る〜取返〜進せんとあるべ。義盗好びさるく天下の治乱を後論〜。或い怒或い歎き夜更と及ぐく宿所と帰るとり。

星日夜顕晦録三編巻之二終